

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

経営系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
大原大学院大学 会計研究科 会計監査専攻	2010(平成22)年度	適合

経営系専門職大学院基準 の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
2 教育の内容・方法・成果	<p>【課程の修了等】 2-4 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されているか。また、それらが学生の履修の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。（「専門職」第2条、第3条、第15条）</p>	<p>「大原大学院大学学則」第30条により、貴専攻における課程修了の要件は、原則2年間の在籍および54単位以上の修得と明確に定められており、課程修了の要件は、法令上の規定や貴専攻の使命・目的および教育目標に対して適切に設定されている。</p> <p>課程の修了認定の基準として、職業会計人としての職業倫理観を醸成するための「会計職業倫理」2単位を必修科目としており、財務会計系、管理会計系、監査系および法律系の各系統について最低修得単位数が定められている。</p>	<p>「大原大学院大学学則」第30条により、貴専攻における課程修了の要件は、原則2年間の在籍および54単位以上の修得に加え、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを明確に定めている。課程修了の要件は、法令上の規定や貴専攻の使命・目的および教育目標に対して適切に設定されている。</p> <p>課程の修了認定の基準として、職業会計人としての職業倫理観を醸成するための「会計職業倫理」2単位を必修科目としており、財務会計系、管理会計系、監査系および法律系の各系統について最低修得単位数が定められている。</p> <p>なお、以下の2点について新たな基準の追加による変更がなされている。</p> <p>1. 2年次春学期及び秋学期に演習科目を、系を問わず、それぞれ2単位以上必ず修得すること。ただし、選択により修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、この限りではない。</p> <p>2. 選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「論文指導Ⅲ」及び「論文指導Ⅳ」の各2単位、計8単位を必ず修得すること。</p>

経営系専門職大学院基準の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
2 教育の内容・方法・成果	<p>【教育課程の編成】 2-9 専門職学位課程制度の目的ならびに当該経営系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。（「専門職」第6条）</p>	<p>貴専攻において開設されている授業科目一覧表および大原大学院学則別表「会計監査専攻／授業科目及び単位一覧表」から、財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系および情報・統計系に、会計分野の専門職大学院としての目的を達成するにふさわしい授業科目が開設されていることが確認できる。</p>	<p>貴専攻において開設されている授業科目一覧表および大原大学院学則別表「会計監査専攻／授業科目及び単位一覧表」から、財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系および情報・統計系に、会計分野の専門職大学院としての目的を達成するにふさわしい授業科目が開設されていることが確認できる。</p> <p>なお、2012（平成24）年度に全65科目130単位（財務会計系17科目34単位、管理会計系9科目18単位、監査系7科目14単位、法律系9科目18単位、租税法系9科目18単位、経済・経営系10科目20単位及び情報・統計系4科目8単位）に変更がなされている。</p> <p>また、2014（平成26）年度以降、全70科目140単位（財務会計系17科目34単位、管理会計系9科目18単位、監査系7科目14単位、法律系9科目18単位、租税法系10科目20単位、経済・経営系10科目20単位、情報・統計系4科目8単位及び研究指導4科目8単位）に変更することを予定している。</p>
	<p>【系統的・段階的履修】 2-14 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。（「専門職」第12条）</p>	<p>「大原大学院学則」第25条第2項において、1年間に履修登録できる単位の上限を36単位と定めてあり、修了要件である54単位以上の修得と考え合わせると、学生が各年次にわたって授業科目をバランスよく履修できるようになっている。</p>	<p>「大原大学院学則」第25条第2項において、1年間に履修登録できる単位の上限を40単位と定めてあり、修了要件である54単位以上の修得と考え合わせると、学生が各年次にわたって授業科目をバランスよく履修できるようになっている。</p>